

障害基礎年金等の不正受給事案に係る返納金等の債権管理等が不適正

1 件 不当金額(収入) 8038万円

1 障害基礎年金等の不正受給に係る債権管理及び徴収の事務の概要

厚生労働本省（平成21年12月31日以前は社会保険庁）は、既に裁定した障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、これらを合わせて「障害年金」という。）について誤りがあった場合は、裁定を変更し、又は取り消すことになっている。そして、裁定を取り消した場合には、年金の給付を受けた者は、受給した障害年金の額を返納することになっている。

また、受給権者が、偽りその他不正の手段により障害年金の給付を受けていた場合は、悪意の不当利得者となることから、「国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について」（昭和32年蔵計第105号）等により、歳入徴収官は、これらの者に対する返納金債権について、遅延利息として、返納金債権の額につき所定の割合で、当該支給日の翌日からの日数に応じて計算した延滞金を徴収することとなっている。

2 検査の結果

本院は、実際には障害年金を裁定した当初から障害の事実がなかったにもかかわらず、札幌市内の医師が作成した虚偽の内容の診断書により障害の認定を受けた42人が、15年度から20年度までの間に受給した障害年金計177,656,856円（障害基礎年金144,138,469円、障害厚生年金33,518,387円）に係る返納金等に関し、その債権管理等について検査した。

検査した結果、42人のうち17人について、厚生労働本省は、21年7月から12月までの間に障害年金の裁定を取り消していた。しかし、同本省は、これら17人が不正に受給していた障害基礎年金51,573,249円、障害厚生年金15,724,653円、計67,297,902円の返納金債権について、債権管理簿への記載はしていたものの、歳入の調査決定及び納入の告知をしていなかった。なお、この返納金債権については、延滞金が付されることとなる。

また、残る25人について、同本省は、21年4月から11月までの間に障害年金の裁定を取り消し、不正に受給していた年金の額の返納金債権について、債権の管理、歳入の調査決定及び納入の告知を行っており、このうち22人は障害基礎年金69,398,330円、障害厚生年金11,435,993円、計80,834,323円を完納していた（残る3人は分割返納中等）。しかし、同本省は、これら22人が不正受給者であるにもかかわらず、返納金が完納されたことによりその額が確定した延滞金債権計13,088,134円（障害基礎年金分11,587,054円、障害厚生年金分1,501,080円）について、債権の管理をしておらず、歳入の調査決定及び納入の告知をしていなかった。

したがって、同本省において、不正受給事案の発覚に伴って障害年金の裁定を取り消した42人のうち、17人に係る返納金67,297,902円及び22人に係る延滞金13,088,134円、計80,386,036円について、会計法令等に基づく債権管理及び徴収の事務を適正に行っておらず、不当と認められる。